



## 今ここでの一歩が、未来の社会を創る



生活指導主幹 安養寺 宣尚

校庭のあじさいの花が少しずつ色づき始め、しっとりとした梅雨の気配を感じる時期となりました。新しい出会いによる緊張感のある4月、行事などを通して胸を躍らせる5月を経て、学校生活に慣れ親しんできた様子が伺えます。その一方で、この6月という時期は、季節の変わり目による心身の疲れが出やすく、集団の中での「慣れ」が時として「緩み」につながり、人間関係のすれ違いが生じ、心が揺れ動きやすい季節でもあります。友達との小さなすれ違いに深く悩んだり、普段なら気にならない言葉に傷ついたり…。そんな子どもたちの「心の揺れ」に、今月は、いつも以上に丁寧に寄り添いたいと考えています。



日々、子どもたちを見守る中で、私たち教職員は、学校を「社会の縮図」として捉えています。そこで大切にしているのが、学校で日常的に指導している相手意識です。それは、異なる価値観をもつ他者と共生し、信頼関係を築いていくための「市民としての資質」とも言えます。この資質を高めるためには、人と人をつなぐ日常のささいな振る舞いの積み重ねとともに、様々なすれ違いやトラブルの中から学んでいくことが欠かせません。その一つがいじめの問題です。本校の「いじめ防止基本方針」では、「いじめは、どの子どもにも、どの場面でも起こりうるもの」と定義し、教職員全員が日々の教育活動にあたっています。しかし、この方針が目指す真の目的は、問題が起きた後の対応だけではありません。子どもたちが自分の心の揺れと向き合いながら、いじめを「自分事」として捉え、互いに安心できる居場所を自分たちで育てていくことにあります。そのためにも、日々の生活が温かみのある社会づくりの営みとなるよう、各学級で、日々挑戦しています。これからも、友だちの落としたえんぴつを拾ってあげる姿や「どうしたの。大丈夫?」と声を掛ける姿を大切にできる本校でありたいと思っています。

### “今の自分の選択は、未来の自分に誇れるものが”

この問いを子どもたちと共に考え、自律する心を耕すこと。そして、社会を豊かに切りひらく力を育てていくこと。それこそが、本校の生活指導の本質であると考えます。これからも教職員一丸となって、子どもたちの自立に向けたチャレンジを支えていきたいと思えます。ご家庭におかれましても、子どもたちが成長していく過程を、学校と一緒に温かく見守っていただければ幸いです。

# 令和8年度 別所小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめ問題に対する基本方針

すべての教職員が、「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こりうる、だれもが加害者にも被害者にもなり得る」という認識に立ち、いじめ問題に取り組んでいく。対応にあたっては、家庭との連携を密にしながら子どもに寄り添い、解決に向けて尽力していく。その際には、関係法令等に基づき、学校いじめ対策委員会を中心とした組織的な対応を心がけるとともに教育委員会や学校運営協議会などとの連携強化を図る。また、いじめの未然防止と早期発見など予防的な取組を充実させることにも力を入れていく。

## 2 主な取組

### (1) いのちの大切さを共に考える日の取組

- ①全校朝会の校長講話において生命尊重に関する指導及び取組についての講話を行うとともに、学校だよりにて保護者、地域にも発信する。
- ②各学級において心の発達及び不安・悩みへの対処を考え、命を大切にすることを育む指導を行う。

### (2) 道徳教育を通じた豊かな心の育成

- ①「特別の教科 道徳」の時間を要として、教育活動全体を通じた道徳教育を充実させ、自己を他者とのかかわりの中でとらえ、「親切・思いやり」の気持ちや「希望と勇気・努力と強い意志」、望ましい人間関係の育成を図る「友情・信頼」の心情、「生命の尊さ」「規則の尊重」「個性の伸長」等の指導を計画的に行う。
- ②道徳授業地区公開講座を通して、地域と共に子どもたちの心の育成について考える機会を設ける。

### (3) 特別活動を通じたコミュニケーション能力の育成

- ①コミュニケーション能力、自己肯定感・自己有用感を高めるために、異年齢集団でのたてわり班活動や学級での体験を重視した活動、特別支援学級や特別支援教室との連携を推進する。
- ②各学級において「よいところ応援計画」や、学級活動等はいじめ問題への取組を継続的に行う。

### (4) 家庭教育・地域との連携

- ①家庭や地域と連携し、思いやりの心や生命尊重の態度など、児童の豊かな心を育むための取組を推進する。
- ②八王子市の取り組みである「はちおうじっ子サミット」を通して、子どもたちが「いじめ未然防止」について自分事ととらえられるようにする。また、いじめ対応等に関する教職員研修を年3回実施する。

### (5) 未然防止や早期発見のための措置（見守りシート、Q-Uの活用：5・6年生で実施し、活用する）

- ①毎週実施しているいじめ対応の時間を活用して、学校いじめ対策委員会を中心に組織的に対応する。4月に前年度のいじめ対応案件について引継ぎをする。いじめ対応における年間計画を作成し、教員研修を実施したり「学校いじめ防止基本方針」を点検したり必要に応じて見直していく。

〔構成〕校長・副校長・生活指導主任・特別支援教育コーディネーター・養護教諭・担任・学年（主任）スクールカウンセラー・SSWを基本として必要に応じて加員する。

- ②「ふれあい月間」では、いじめに関する児童の実態を把握するため、アンケート（年3回）を実施する。また、「SOSの出し方に関する授業」、見守りシート等を活用し、早期発見に努める。
- ③教員一人一人が「いじめ防止等の対策の取組状況について」の「教員シート」で取組状況を振り返り、全教職員で課題を共有・実施したり、学校評価を活用したりする。
- ④スクールカウンセラーによる相談活動を充実させ、子どもたちが相談しやすい環境を整えるとともに、スクールカウンセラーによる5年生全員面接を実施する。

### (6) インターネット、スマートフォン等を通じて行われるいじめに対する対策の推進（外部機関と連携した授業の実施）

- ①「GIGA ワークブックとうきょう」「別所 SNS ルール」を活用した子どもたちへの情報モラルの指導を徹底するとともに、家庭への協力を依頼する。

### (7) 学校からのアナウンス強化と外部機関との連携

- ①入学時・各学年の開始時に、子どもたち、保護者、地域、関係機関等へ「いじめ防止基本方針」の内容を説明する。
- ②「子ども見守りシート」の活用について、保護者会や学校だより、学校ホームページ等にて伝える。
- ③家庭・地域向けのリーフレットを配布し、学校の取組についての発信をする。

## 3 いじめが発生した場合の対応

- (1) いじめの事実確認を担当のみならず、関わる教職員全体で徹底して行い、その記録を学校いじめ対策委員会に報告する。
- (2) いじめを受けた子ども、又はその保護者に対する支援を行う。
- (3) いじめを行った子どもに対する指導及びその保護者に対する助言を行う。
- (4) いじめ対策委員会で今後の方針と対応を検討する。次年度の担任や中学校への引継ぎをし、継続的に見守る。
- (5) 犯罪行為として扱われるべきと判断される場合は、学校サポートチームや教育委員会、警察と連携して対応する。

## 4 重大事態への対処

重大事態とは、「いじめにより子どもの生命、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。または、いじめにより子どもが相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」であると定義し、以下のように対応する。

- (1) 学校サポートチームや教育委員会と連携し、事実関係を明確にするための調査を行う。
- (2) いじめを受けた子ども及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。
- (3) 教育委員会や警察、関係諸機関と連携し、解決に向けて徹底した対応を図る。

## 別所小学校生活指導の方針

学校は、子どもたちにとって集団生活の場であり、小さな社会です。子どもと子ども、子どもと教師、子どもと地域の方々など多くの人との関わりの中で、自分を成長させていく場です。

このように、学校という小さな社会で生活をするということは、子どもたちにとって多くのことを学ぶことになります。別所小学校の教育目標「自分をのびします」「心をみがきます」「元気にすごします」をもとに、さまざまな教育活動を行っています。

なかでも、次の3点を本校の重点生活指導方針として位置付けて取り組んでいきます。

- ◎自分と共に他人を尊重する態度を育てます(いじめ関連への丁寧な対応)。
- ◎社会人となる基礎(礼儀・規範意識・自立)を育てます(挨拶、廊下は歩く、靴揃えの取組)。
- ◎SBGsに取り組む中で、愛校心を高めます(目標の重点化と共有化)。

子どもたちは、大人の想像を超えて、大きな成長を見せるときがあります。できる力を振り絞って全力で頑張るときもあります。その時は、頑張りを大いに認め、心から褒め、次に向かう気持ちをもてるようにしていきます。一方、時には自分の感情がコントロールできずに素直になれないこともあります。そのような時は、決して感情的に叱らず、話をよく聞き、子どもたちの心に寄り添いながら指導をしていきます。

このような子どもたちの様子については、必要に応じて保護者の皆様へ状況を伝え、家庭と連携をして子どもたちの健全育成に取り組んでいきます。また、全教職員も子どもたちのお手本となるよう、自己の言動に気を配り、公正・公平な姿勢で子どもたちに接していきます。

## 職員の体罰や性暴力防止の徹底について

体罰や性暴力は、子どもたちの人権を侵害する行為であり、絶対にあってはならない行為です。本校では、以下の通り防止に努めるとともに、子どもたち1人1人の人権を大切にされた教育を推進していきます。

- 体罰防止月間(7月から9月)に体罰や性暴力防止研修の実施
- ポスター等による体罰根絶に向けた意識啓発
- 教職員による、月1回の体罰防止セルフチェックシートの活用と面談の実施
- 年1回以上の児童・教職員を対象としたアンケート調査の実施
- ・教職員は、子どもたちのお手本になるよう、教職員自身が自己の言動に気を配り、公正・公平な姿勢で子どもたちに接します。
- ・教職員は、子どもたちの頑張りを大いに認め、心から褒め、次に向かう気持ちをもてるようにします。
- ・教職員は、子どもたちの話をよく聞き、子どもたちの心に寄り添いながら指導をします。
- ・教職員は、子どもたちの様子について、保護者の皆様へ状況を伝え、家庭と連携をして子どもたちの健全育成に取り組めます。
- ・教職員は、体罰や性暴力防止に対する意識を高め、日常的に声を掛け合いながら、事案が発生しにくい職員風土を醸成していきます。

## 不登校をテーマとした保護者サロンの開催

教育委員会では不登校の子どもたちを支援するために、保護者対象の講演会を実施しています。講演の中で小グループに分かれ、参加者の皆さん同士で日頃感じている思いや悩みを語り合う時間も予定しています。どうぞお気軽にご参加ください。

- 対象 市内在住で小・中学生の保護者
- 日時 6月29日(月) 午後2時から4時30分
- 会場 教育センター 第3研修室
- 内容 「不登校の子どもたちを支えるということ」 講師：八王子市心理相談員
- 定員 60名(先着順)
- 申込み 6月1日(月)から、こちらの2次元コードからお申込みください。

<https://logoform.jp/form/iapr/1590685>



問合せ 高尾山学園内 教育指導課 登校支援担当 電話：663-3216

## 6月の行事予定

## 行事予定・授業時数表

SC：スクールカウンセラー来校  
放：放課後子ども教室



日	曜	朝	行事予定	SC 放	授業時数					
					1年	2年	3年	4年	5年	6年
1	月	全校朝会	安全指導 個人面談通知配布	SC	4	5	5	5	5 1/3	5 1/3
2	火		水泳（3・4） 委員会③		5	5	5	5	6	6
3	水	朝読書	水泳（1・2）	放	4	5	5	5	5	5
4	木	体育集会	避難訓練		5	5	6	6	6	6
5	金	朝学習	補習③		4	5	5	6	6	6
6	土		サタデースクール							
7	日									
8	月	全校朝会	個人面談希望回収〆切		4	5	5	5	5 1/3	5 1/3
9	火		水泳（1・2） クラブ③		5	5	5	6	6	6
10	水	朝読書	小中一貫教育の日（別所中）		4	4	4	4	4	4
11	木	図書集会	水泳（3・4） 町たんけん（2）	SC	5	5	6	6	6	6
12	金	朝学習	交通安全教室（3）		4	5	5	6	6	6
13	土		みずき 個人面談（南大沢小）							
14	日									
15	月	全校朝会		SC	4	5	5	5	5 1/3	5 1/3
16	火		水泳（お） 個人面談決定通知配布		5	5	5	5	6	6
17	水	朝読書	歯科（2・4・6） 都巡回③ 水道キャラバン（4）	放	4	4	4	4	4	4
18	木	たてわり 班②	租税教室（6） 保護者相談日② 読書旬間始（～7/3）		5	5	6	6	6	6
19	金	朝学習	多摩清掃工場見学（4）		4	5	5	6	6	6
20	土									
21	日									
22	月	全校朝会	授業参観保護者会（5・6・お） 日光移動教室説明会含む	SC	4	5	5	5	5	5
23	火		水泳（5・6） クラブ④ 特別支援学級授業公開①		5	5	5	6	6	6
24	水	朝読書	水泳（お）	放	4	5	5	5	5	5
25	木		租税教室（6） 歯科（お・1・3・5）		5	5	6	6	6	6
26	金	朝学習	授業参観保護者会 （1・2・3・4）		5	5	5	5	6	6
27	土									
28	日									
29	月	全校朝会	短縮時程（給食あり） 校内研究授業（2年1組）	SC	4	4	4	4	4	4
30	火		たてわり班（昼休み）③ 委員会④		5	5	5	5	6	6



## 水筒の取扱について



- ・水筒は毎日持ち帰り、よく洗って清潔に保つようお願いいたします。また、わかるところに記名をお願いいたします。
- ・登下校中の水分補給もお願いします。ただし、歩きながら飲むことは危険なので禁止です。
- ・肩掛けストラップ等が付いている水筒は、振り回さないようお声かけください。

